

東京の資源循環及び廃棄物処理に係る施策の方向性(中間とりまとめ)に対する意見一覧

受付 番号	意見提出者	提出意見			テーマ	対応案
		章	該当 ページ	原文		
2-1	個人	1	6	9行目に、SDGs目標12で掲げる「つくる責任 つかう責任」を履行する必要性を追記する。	SDGs	このパートでは、SDGsを巡る世界の動きを紹介している箇所ですので、特定の目標について言及するのは相応しくないと考えます。
2-2	個人	1	6	22行目に、「また、2021年4月には、政府は2030年までの温室効果ガスの削減目標を2013年度に比べて46%削減することを目指し、経済と環境の好循環の下で力強い成長を志向することを表明するなど、ゼロエミッションに向けた動きが加速している」と追記する。	ゼロエミッション	御指摘のとおり修正しました。
2-3	個人	1	9	9ページ19行目は、「遺品整理を巡る問題がより顕在化するおそれがある」とする。	遺品整理	御指摘のとおり修正しました。
5-1	地方公共団体	1	12	図12は、23区部の持込ごみは可燃・不燃・粗大等の区分を設けていないため、その旨注釈等を入れる。	持込ごみの注釈追加	御指摘のとおり追記しました。
5-2	地方公共団体	1	12	図11、図12の凡例の「23区一組」について、23区部の持込ごみを示すものと思われるため、「区部」または「23区部」、「23区部計」とする。(参考資料1 8ページ図9・図10も同様)	表現の修正(23区一組)	御指摘のとおり修正しました。
5-3	地方公共団体	1	12	7行目の「関係業界との連携」先に都内自治体を追加する。	災害に備えた都内自治体との連携	御指摘のとおり追記しました。
5-4	地方公共団体	2	13 ～ 14	資源循環及び廃棄物処理には、費用やエネルギー・資源を必要とすることが多いことから、ライフサイクルコストやライフサイクルCO2からのアプローチの必要性を記載する。	ライフサイクルコストや ライフサイクルCO2	御趣旨を踏まえ、追記しました。
2-4	個人	3	17他	「最終処分量」をすべて「埋立処分量」に変更する。	最終処分量	現行計画その他の都の計画においても「最終処分量」という用語を使っているため、原案のままといたします。
2-5	個人	3	17	表3 建設リサイクル推進 2030年度最終処分量の木くずの記述について、「ただし、木くずは実際埋立処分されていないので、木くず分を除く」とする。	木くず	御指摘のとおり修正しました。
5-1	事業者	3	17	表3 将来推計に当たり設定した施策効果一覧 施策内容の焼却灰のセメント原料化欄下部の「※多摩部の焼却灰資源化は2006年度から実施しているため、前提として織り込み済み」について、「多摩部のエコセメント化」という新たな欄を設け、「2006年から実施している焼却灰のエコセメント化は継続されるものとして、その効果は織り込み済み」などエコセメント化の継続を強調した表現へ変更する。	項目追加 (多摩地域のエコセメント化)	御指摘の内容については認識しており、既に様々な取組もなされていることから、原案のままといたします。
4-3	業界団体	3	17	表3 将来推計に当たり設定した施策効果一覧 施策内容の焼却灰のセメント原料化欄下部の「※多摩部の焼却灰資源化は2006年度から実施しているため、前提として織り込み済み」について、「多摩地域のエコセメント化」という新たな欄を設け、2006年から実施している焼却灰のエコセメント化は継続されるものとして、その効果は織り込み済み」などと記載する。	項目追加 (多摩地域のエコセメント化)	どこまで詳細に記載するかは、その資料の目的・趣旨、全体のバランス等を考慮して決めるべきものと考え、原案のままといたします。
4-7	業界団体	3	17	現在、エコセメント化は多摩地域の大部分の25市1町が対象だが、残る1市2町1村についてはどのように考えているのか。また、現在のエコセメント化施設は2026(令和8)年度には施設更新を迎えるが、資源循環組合のエコセメント化施設を休止することなく更新し、エコセメントのケミカルリサイクルの仕組みを壊さないよう、今後も継続・維持していく必要がある。	エコセメント化施設	東京たま広域資源循環組合に加入していない多摩地域の1市2町1村については、「一般廃棄物処理施設の広域化・集約化」の議論の中で検討すべきものと考えます。
1	地方公共団体	3	17	表3中「焼却灰のセメント原料化」の「※多摩部の焼却灰資源化は～」を「※多摩部の25市1町の焼却灰資源化は～」と表現を変更する。	焼却灰再資源化	御指摘のとおり修正しました。
5-5	地方公共団体	3	17	表3 将来推計に当たり設定した施策効果一覧 施策内容「焼却灰のセメント原料化」 東京二十三区清掃一部事務組合の一般廃棄物処理基本計画では、資源化量を2025年度116千トン、2030年度148千トンとしているが、セメント原料化以外の資源化手法として焼成や徐冷スラグ化などを含んだ計画量であるため、施策内容の名称を「焼却灰の資源化」とする。(参考資料2の1ページも同様)	表現の修正 (焼却灰のセメント原料化)	御指摘のとおり修正しました。
5-6	地方公共団体	3	18	表4 将来推計量のまとめ 2025年度の「一般廃棄物」「最終処分量」の推計値について、東京二十三区清掃一部事務組合の一般廃棄物処理基本計画では2025年度の計画値を22.8万トン(原案段階では22.3万トン)としている。原案の計画値を使っている場合は修正する。	一般廃棄物最終処分量の推計値	御指摘を踏まえ、数値を修正しました。
2-6	個人	3	19～ 21	19ページ8行目に、「…多種多様な製品や原材料(以下「製品等」という。)」については、廃棄物の発生抑制(Reduce)に最大限努めることを前提とした上で、一度使用したものでもまた使えるものは再使用(Reuse)により、先ずはその廃棄物量を大幅に削減しなければならない。」とする。 21ページ4行目は、「…上記の資源ロス削減などに努めた上で、使えないものについては同一のあるいは他の製品等の原材料として再生利用(Recycle)に…」とする。 施策2では水平リサイクルを言っているから、他の製品の原材料としてだけでなく、「同一の製品の原材料として」も加えるべき。	3R	御指摘のとおり修正しました。
1-1	個人	4	19	「プラスチック持続可能な利用に向けた施策」では、どのような対応策が考えられるのか？	プラスチック	2019年12月に公表した「プラスチック削減プログラム」に基づいた施策を想定しています。
1-2	個人	4	19	23区において家庭ごみの有料化に踏み切れれば、ごみ量が急減する。23区清掃工場の安定焼却を維持するためには、ある程度のごみ量が必要なのではないか。	家庭ごみ有料化	ごみ量削減には、清掃工場の稼働数の調整等に対応すべきであると考えます。
2-7	個人	4	19	プラスチック資源循環法は既に可決成立されたため、具体的な公布日を記載する。	プラスチック資源循環法	御指摘のとおり修正しました。
2-8	個人	4	20	段ボールは、配送梱包用で使用されており、事務手続きの電子化では削減できない。電子化で削減されるコピー用紙の梱包用段ボール以外の段ボールの削減策を示す。	段ボール	御指摘を踏まえ、修正しました。
2-9	個人	4	21	「社会制度上の課題も多いため」とあるが、どういう課題があるのか説明する。	プラスチックの水平リサイクル	御指摘を踏まえ、追記しました。
2-10	個人	4	21	「法令等の運用の見直し、再生利用指定その他の規制緩和措置を活用する」とあるが、現在の課題が分かるように、一つ二つ例を挙げて説明する。	廃掃法の規制緩和	御指摘を踏まえ、修正しました。
2-11	個人	4	21	「再生利用計画書を活用する」とあるが、これを基にあるいは参考に、発生抑制に関する計画書の作成させる。	再生利用計画書	御指摘を踏まえ、追記しました。
3	個人	4	21	家庭ごみを減らすために家庭ごみの有料化を提案されていたので家庭系プラスチックごみの分別がされていない場合、料金を支払う(分別収集を行う市町村に)制度等があるとより効果的である。	家庭ごみ有料化に伴うプラスチックごみ	御指摘は、今後、具体策の検討の際に参考とさせていただきます。
5-7	地方公共団体	4	21	プラスチックの循環利用のためには、費用やエネルギー・資源を必要とすることが多く、ライフサイクルコストやライフサイクルCO2からのアプローチが必要である。	ライフサイクルコストや ライフサイクルCO2	プラスチックに限らず、あらゆる資源の循環を検討する際には、ライフサイクルコストやライフサイクルCO2の観点も含めて検討すべきとの考えのもと、取りまとめています。御指摘は、今後の施策の参考にさせていただきます。
2-12	個人	4	22	「廃棄物の量が見える化」「廃棄物の見える化」の具体策を例示する。	廃棄物の見える化	御指摘を踏まえ、修正しました。
2-13	個人	4	22	東京都廃棄物条例で、産業廃棄物の中間処分業者等から処理実績の報告を求め、東京都のHPで公表している報告・公表制度があるが、この公表データは排出事業者が優良な処理業者を選ぶ際に有効なものである。リサイクルを促進するため、この報告・公表制度を、処理業者が中間処理した後の残渣物のリサイクル方法とその量(リサイクル率)を報告させ公表する制度に改正すべきである。	中間処理業者の処理実績報告書	廃棄物では、中間処理業者と再生利用業者が異なるケースが多く、中間処理業者が自ら処理した廃棄物が最終的にリサイクルされたか否かを確認するための手段が限られているため、中間処理業者等への負担や確認手段の実用可能性等も含めて慎重に検討すべきだと考えます。

受付 番号	意見提出者	提出意見			テーマ	対応案
		章	該当 ページ	原文		
2-14	個人	4	22	再生砕石や再生骨材コンクリート等の利用拡大の具体策を明記する。	再生砕石や再生骨材コンクリート	再生砕石や再生骨材コンクリート等について、建設業者への情報提供等が考えられますが、御趣旨については、今後、具体策の検討の際に参考とさせていただきます。
4-8	業界団体	4	22	1 廃棄物の循環利用を更に促進する必要性が高い分野及び方策の②事業者による循環利用促進に、東京たま広域資源循環組合が設置しているエコセメント化施設及びエコセメント事業を堅持できるよう、都として技術的・財政的な支援を追加すべき。	エコセメント化施設更新に対する支援	御指摘の内容については認識しており、既に様々な取組もなされていることから、原案のままといたします。
5-5	事業者	4	22	同上	同上	同上
4-9	業界団体	4	22	1 廃棄物の循環利用を更に促進する必要性が高い分野及び方策の③再生品の利用促進に、エコセメントを使用したコンクリート製品の一層の利用促進に向けた取組を追加すべき。	エコセメント製品の利用拡大	御指摘の内容については認識しており、既に様々な取組もなされていることから、原案のままといたします。
5-6	事業者	4	22	同上	同上	同上
3	地方公共団体	4	23	④海ごみ対策の推進について、資源物として適切に排出されたプラスチックは適正に処理されていることから、海洋へのプラスチックごみの流出によるマイクロプラスチック問題については、プラスチック製品そのものがすべての元凶ではなく、ポイ捨てや不法投棄という行為がマイクロプラスチックの問題につながっていることを、記載されている取組みに加えて啓発すべき。	海ごみ	御趣旨を踏まえ、追記しました。
1-3	個人	4	25	ごみは自区内処理が原則であり、他自治体のごみを受け入れることについて、住民理解を得るのは難しい。ただし、電池、蛍光灯などを、他県で受け入れている事例もあるため、限定的な許可を行うなど一定の整理が必要である。	一般廃棄物の広域処理	これまでの経緯は尊重する必要がありますが、今後、人口減少等によりごみ量の減少が想定されるため、施設の維持管理コスト等も考えると広域処理が必要になると考えます。ただし、広域処理を進めるためには、地域住民の御理解が必要であることから、その旨を指摘しているものです。
5-8	地方公共団体	4	25	「環境負荷」は「削減」よりも「低減」の方がよい。	表現の修正 (環境負荷削減)	一般的に、「環境負荷」に対しては「低減」と「削減」の両方の言葉が使われています。循環型社会形成推進基本法では「低減」が使用されていますので、御指摘のとおり「低減」に修正します。
2-1	地方公共団体	4	26	「行政が行う事業の広域化」の記述の後、唐突に一般廃棄物処理事業についての記述に移っている感じを受ける。	広域化	人口減少の影響は、行政が行う事業全般に影響が及ぶものであり、一般廃棄物処理事業も例外ではありませんので、一般論から記載したものです。
2-2	地方公共団体	4	26	当該地域住民の理解について、住民の理解(住民説明・意見交換)に先立ち、説明者側で広域化のメリット・デメリットを十分検証し、検証結果に基づいた説明が必要である。	広域化	今後の施策の参考にさせていただきます。
2-3	地方公共団体	4	26	広域化と集約化は表裏一体だと考えるが、「また、～」と“別立て”で論じる意図は何か。	広域化	広域化が行われていても、集約化が十分とは限らないため、別にしています。
5-9	地方公共団体	4	26	23区は既に広域処理に移行しており、施設の集約化は多摩地域を前提としてと思われるので『区市町村』を『市町村』と記載すべき。	処理施設の集約化	広域処理が行われている地域であっても、今後の人口減少やごみ発生抑制に係る施策の進展等により、一般廃棄物処理施設の集約化が必要になるものと考えています。
5-10	地方公共団体	4	26	区市町村、製造者、販売者などと連携とあるが、廃棄物処理業者との連携も記載すべき。	処理困難物に関する廃棄物処理業者との連携	御指摘を踏まえ、追記しました。
2-4	地方公共団体	4	26	リチウムイオン電池問題について、排出者に対して分別の徹底を求めるだけでなく、事業者責任にも触れるべき。	リチウムイオン電池の製造者責任	御指摘を踏まえ、追記しました。
5-12	地方公共団体	4	26	「適切に回収し、処分する仕組みの構築」の主体について、製造者責任の観点も含めて記載すべき。	リチウムイオン電池の製造者責任	御指摘を踏まえ、追記しました。
5-11	地方公共団体	4	26	リチウムイオン電池について、「処理する段階等で強い衝撃」とあるが、収集運搬の段階でも火災事故が発生していることから「収集運搬や処理する段階等で…」と記載すべき。	リチウムイオン電池の収集運搬	「処理」には収集運搬及び処分が含まれますので、御趣旨は表現されていると考えます。
1-4	個人	4	28	廃棄物処理法の規制強化は、適正処理を担保するためには必要である。リサイクルの名目で不適正処理、脱法行為も行われる可能性も残るため、慎重な対応を求める。	廃掃法の規制緩和	廃棄物の適正処理を担保するための規制は維持する必要があります。一方、2050年のCO2ゼロエミッションに向けて、3Rを加速させる必要がありますので、両者のバランスをみながら規制緩和を行うべきと考えます。
2-15	個人	4	28	「廃棄物処理法の規制強化がなされてきたが、近年、この規制の存在が却ってリサイクルの取り組みを阻害するなどの矛盾が見られるようになってきた。…廃棄物処理法等の運用も含め、…」とあるが、その下の【施策の方向性】との関係が分かりにくい。	廃掃法によるリサイクル取組への阻害	静脈ビジネスの発展を阻害している要因の一つとして、廃棄物処理法の規制強化を挙げていますが、本パートはあくまでも静脈ビジネスの活性化について記載していますので、規制強化と関連付ける必要はないものと考えます。
2-16	個人	4	29	都内の国、都庁、区市町村の事務所から排出される産業廃棄物及びこれらの行政が発注する建設工事に伴って生じる産業廃棄物の処理にあたっては、産業廃棄物処理委託契約では電子契約を、マニフェストでは電子マニフェストの使用を徹底するべき。	電子契約や電子マニフェスト	都が排出する産業廃棄物については、その処理委託の際に電子マニフェスト使用するよう、関係機関に働き掛けているところですが、建設工事の場合は、元請業者が排出事業者となるため、元請業者の方針なども尊重する必要がありますと考えます。また、電子契約については、受託者側の対応も含めて一層の環境整備が必要ではありますが、都庁のDXの一環として、今後普及拡大を図るべきと考えています。御指摘は、今後、具体策の検討の際に参考とさせていただきます。
2-17	個人	4	29	処理業者が先端的な取組にチャレンジできるような環境について、具体的に記述すべき	処理業者が先端的な取組にチャレンジできる環境整備	御指摘を踏まえ、修正しました。
2-18	個人	4	29	「本計画の実効性を高めるため」とあるが、本計画が「東京都資源循環・廃棄物処理計画」ではないならばそのことを明確にするため、「災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため」と修正すべき。	災害廃棄物処理計画	御指摘のとおり修正しました。
5-13	地方公共団体	4	31	②施設等の脱炭素に向けた取組について、30ページの「風水害等への対応強化」と同様、本項についても区市町村に対する技術的・財政的支援を検討すべき。	施設の脱炭素化へむけた区市町村への支援	御要望として承ります。
2-19	個人	4	32	「エネルギーの面的利用の推進に向けた検討を行う」とあるが、かつて清掃工場の余熱を運ぶパイプラインや、熱媒体を自動車で運搬させる方法などが検討されたが、採算面等の理由で実現していない。	エネルギーの面的利用	御指摘は、今後、具体策の検討の際に参考とさせていただきます。
4	地方公共団体	4		「第4章 主な施策」において、都が主体的に検討すべき項目は「都は～」と書かれているが、書かれていないものについてはどこが主体となって検討すべき項目なのか不明確なため、都、区市町村、事業者、都民、各主体間の連携などその施策を検討又は実行すべき主体を可能な限り明確にすべき。	施策の実行主体	本計画は都の計画であるため、都が主体的に行うべきものを明らかにしようというものです。
5-14	地方公共団体	その他		東京都は、平成11年度まで区部の粗大ごみ処理施設で都内の中小事業者対策として産業廃棄物の行政関与による受入・処理を行ってきたが、清掃事業の区移管後は、清掃一組により継続して行われている。産業廃棄物についても一層の削減が必要となる中で、今後の行政関与のあり方等についても東京都の計画の中で示すべき。	産業廃棄物削減に関する行政関与のあり方	今後の施策の参考にさせていただきます。